

岐阜県公報

目次

告示

- 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始
岐南町の区域内の字の区域変更
下呂市の区域内の字の区域変更
取用委員会告示
取用の裁決手続の開始
公 示
特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
落札者等に関する公示
公共測量の実施
宅地建物取引業者の監督処分
- (水産課) 五一五
- (治山課) 五一七
- (道路維持課) 五一七
- (同) 五一八
- (岐阜振興局) 五一八
- (飛騨振興局) 五一九
- (取用委員会) 五一九
- (環境生活政策課) 五三三
- (同) 五三三
- (人づくり文化課) 五四四
- (用地課) 五四四
- (建築指導課) 五二五

告示

第千八百五十九号
平成十九年七月六日
(金曜日)

岐阜県告示第四百六十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

| 漁業権者の名称及び住所 | 漁業権の免許番号 | 変更の内容 | 遊漁規則施行の日 |
|--------------------------------|----------------|---|----------|
| 根尾川筋漁業協同組合 本巣市山口八九七番地 | 内共第七号 | 漁具・漁法の制限の変更 遊漁による漁具・漁法に、もり・ひし・やす・たくりを追加する。 | 平成一九・六三 |
| 揖斐川中部漁業協同組合 揖斐郡揖斐川町三輪二七四〇番地 | 内共第八号 | 漁具・漁法の制限の変更 がり・ころがし | 平成一九・六三 |
| 郡上漁業協同組合 郡上市八幡町有坂一三番地 | 内共第十号 | 禁止区域の新設 区域 期間 魚種 | 平成一九・六三 |
| 大間見川の清浄寺橋上流端から水場までの区域 | 一月一日から三月三十一日まで | 全魚種 | |
| 周戸洞川の本川 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--------------|--|--|-------------|--|--|---|--|--|-------------------------|--|--|--------------|--|--|
| 飛騨川漁業協同組合 加茂郡白川町 八坂三番地 九の六 | | | 恵那漁業協同組合 同組川市栄 中津川三〇 号七番 | | | 及び支派川全域 小間見川の 集会所下えん 堤から上流の 川及び支派川 域全 | | | 内共第三 十六号 内共第二 十七号 内共第二 十八号 内共第二 十九号 | | | 平成 一〇・一・一 | | | | | | | | | | | | | | |
| 禁止区域の変更 (解除) 神湊川の七宗町神湊字外所二五三番地 の六先、農業用外所二五三番地 の六先、農業用外所の間の区域 百六十メートル | | | 禁止区域の変更 (新設) 付知川の稲荷橋から上流、若宮大橋までの区域 付知川の見佐島橋下流 五百メートルから上流、 新田瀬橋までの区域 阿木川の佐渡橋上流えん堤上流端から上流、 恵中大橋までの区域 一月一日から十二月三十一日まで | | | 釣り専用区の変更 (解除) 付知川の若宮大橋から上流、秋津えん堤までの区域 区域 区域 区域 | | | 全魚種 (鮎を除く) 十一月一日から十二月三十一日まで | | | 平成 一〇・六・三 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高川漁業協同組合 飛騨市神岡 八町九番地 | | | 馬瀬川上流漁業協同組合 下呂市馬瀬 名丸五番地 | | | 益田川上流漁業協同組合 高山市久々 野町無数河 二六六番地 | | | 内共第四 十四号 | | | 内共第三 十五号 | | | 内共第三 十三号 | | | 端から上流百九十メートルの間の区域 禁止区域の変更 (解除) 青屋川の高山市朝日町青屋の目面えん堤上流端から上流、柳瀬橋下流端までの区域 野麦川の高山市高根町阿多野の阿多野川合流点から上流五百メートルまでの区域 三俣谷の高山市久々野の渚の牛久谷合流点から上流全域 日和田川の高山市高根町日和田から上流全域 夕暮谷の高山市朝日町西洞の八ツ朝日町西洞の八ツ流端から上流全域 | | | 全魚種 十一月一日から十二月三十一日まで | | | 平成 一〇・一・一 | | |
| 禁止区域の新設 双六川支流の深 洞谷全域 | | | 禁止区域の新設 葛谷及びその支 派川の全域 | | | 禁止区域の新設 三俣谷の高山市 久々野の渚の牛 久谷合流点から 上流全域 | | | 全魚種 十一月一日から十二月三十一日まで | | | 平成 一〇・六・三 | | | | | | | | | | | | | | |

岐阜県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-----|-------|----|--|----------|-----|---------|----------|-----------------------|-----------|
| 道路の種類 | 一般国道 | 路線名 | 百五十七号 | 区間 | 本巣市根尾神所字古屋敷三六八番一地从先から 同市同 二番一地从先まで 字同 三六 | 延長（メートル） | 七三〇 | 供用開始の期日 | 平成二九・七・六 | 備考（区域の変更又は決定の告示年月日ほか） | 平成二六・一・二〇 |
|-------|------|-----|-------|----|--|----------|-----|---------|----------|-----------------------|-----------|

岐阜県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|----|-------------------------|-------|------------------|----------|------|----|--|
| 道路の種類 | 長森線 | 路線名 | 各務原線 | 区間 | 各務原市各務西町六丁目 二四六番地先地内 | 区域の変更 | 前 七・九三 後 八・九六 | 延長（メートル） | 三・三六 | 備考 | |
|-------|-----|-----|------|----|-------------------------|-------|------------------|----------|------|----|--|

岐阜県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|-----|--|----|----------|------|---------|----------|-----------------------|-----------|
| 道路の種類 | 高谷山線 | 路線名 | 高山市国府町宇津江字欠ノ上 二五三九番一地从先から 同市同 二六八番一地从先まで 字巾下二 | 区間 | 延長（メートル） | 三三〇〇 | 供用開始の期日 | 平成二九・七・六 | 備考（区域の変更又は決定の告示年月日ほか） | 平成二六・六・二七 |
|-------|------|-----|--|----|----------|------|---------|----------|-----------------------|-----------|

岐阜県告示第四百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、岐南

町の区域内の字の区域を変更した旨岐阜南町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

| | |
|---------|---------------------|
| 新たに画する町 | 新たに画する町の区域に含まれる従前の字 |
| 伏屋七丁目 | 伏屋字村前の全部 |

この処分は、平成十九年八月一日から効力を生ずる。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 揭示場

岐阜総合庁舎及び岐阜南町役場

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成十九年七月七日から

同 年七月二十七日まで

岐阜県告示第四百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、下呂市の区域内の字の区域を変更した旨下呂市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

| | |
|-------------|---------------------|
| 新たに画する字 | 新たに画する字の区域に含まれる従前の字 |
| 小坂町赤沼田字彦七垣内 | 小坂町赤沼田字上垣内の一部 |
| 小坂町赤沼田字上垣内 | 小坂町赤沼田字立石上垣内の一部 |

小坂町赤沼田字立石上垣内 小坂町赤沼田字上垣内の一部、字立石上ノ段の一部、字立石の一部

この処分は、県営土地改良事業（小坂地区彦七垣内工区）に係る換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 揭示場

飛騨総合庁舎及び下呂市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成十九年七月六日から

同 年七月二十七日まで

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十九年七月六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜市

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・一一号金町那加岩地線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

| | | |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 株式会社かんぜん 代表取締役 柵橋 義次 | 岐阜県岐阜市北一色六丁目一一番一 号 | 質借権 |
| 岐阜信用金庫 代表理事 大西 満 | 岐阜県岐阜市神田町六丁目一一番地 | 根抵当権 |
| 中部電力株式会社 岐阜営業所長 赤塚 義正 | 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目五番地 | 土地に関する 所有権以外の 権利の存否不 明、ただし、 権利が存する 場合使用借権 |
| 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 村井 守 | 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目三番 地 | 土地に関する 所有権以外の 権利の存否不 明、ただし、 権利が存する 場合使用借権 |

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十九年六月二十一日

岐阜県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十九年七月六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜市

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・一一号金町那加岩地線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市北一色六丁目

四 土地所有者の氏名及び住所

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

| 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | | 収用しようとする土地の面積(m ²) |
|------|----|----|---------------------|------|--------------------------------|
| | 公簿 | 現況 | 公簿 | 実測 | |
| 二〇番九 | 宅地 | 宅地 | 五三・五 | 五三・五 | 一四・四 |

| 氏名 | 住所 | 所 |
|--------------------|--------------------|---|
| 柵橋 義次 (持分四分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | |
| 柵橋 亮次 (持分四分の一) | 岐阜県岐阜市長森本町二丁目二四番八号 | |
| 浅野 志乃ぶ (持分八分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | |
| 柵橋 貴志 (持分八分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

| 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
|-------------------------|------------------------|-------|
| 株式会社かんぜん 代表取締役 柵橋 義次 | 岐阜県岐阜市北一色六丁目一一番一 号 | 質借権 |
| 柵橋 義次 (持分三分の一) | 岐阜県岐阜市長森本町二丁目二四番八 号 | 使用借権 |
| 柵橋 亮次 (持分三分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目二番一〇号 | |
| 柵橋 美奈子 | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四 | |

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| (持分三分の一) | 号 | |
| 岐阜信用金庫 代表理事 大西 満 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 村井 守 | 岐阜県岐阜市神田町六丁目一一番地 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目二番地 | 根抵当権 土地に関する 所有権以外の 権利の存否不 明、ただし、 権利が存する 場合使用借権 |

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十九年六月二十一日

岐阜県収用委員会告示第九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十九年七月六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜市

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・一一号金町那加岩地線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市北一色六丁目

| | | | | |
|-------|-----|-------|----|------------------|
| 地番 | 地目 | 地積(m) | 実測 | 収用しようとする土地の面積(m) |
| | 公簿 | | | |
| 二〇番一〇 | 雑種地 | 宅地 | 公簿 | 二〇・五 |

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。
四 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
|--------------------|--------------------|-------|
| 柵橋 亮次 (持分四分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | 質借権 |
| 柵橋 義次 (持分四分の一) | 岐阜県岐阜市長森本町二丁目二四番八号 | 使用借権 |
| 柵橋 亮次 (持分四分の一) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目二番一〇号 | 根抵当権 |
| 浅野 志乃ぶ (持分八分の二) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | 使用借権 |
| 柵橋 貴志 (持分八分の二) | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | 使用借権 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

| 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
|---------------------------|--------------------|--|
| 株式会社かんぜん 代表取締役 柵橋 義次 | 岐阜県岐阜市北一色六丁目一一番一号 | 質借権 |
| 柵橋 亮次 | 岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一四号 | 使用借権 |
| 岐阜信用金庫 代表理事 大西 満 | 岐阜県岐阜市神田町六丁目一一番地 | 根抵当権 |
| 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 村井 守 | 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目二番地 | 土地に関する 所有権以外の 権利の存否不 明、ただし、 権利が存する 場合使用借権 |

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十九年六月二十一日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほたるの家

三 代 表 者 の 氏 名 渡邊 悦子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣九五四番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内及び近隣に居住する者に対して

老人介護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャルステーション

三代 表 者 の 氏 名 大谷 克己
四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市中川町二丁目二百三十番地一
五 定款に記載された目的 この法人は、電子化情報及び電子機器の取扱者全てに

対して、その目的に応じ情報機器及びネットワークに於ける幅広い分野に関する事業を行い、情報化社会の発展及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あけぼの会

三 代 表 者 の 氏 名 鷗飼 武彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町二丁目五番地

五 定款に記載された目的 本法人は、精神障害者及びその家族の福祉向上のため

に、全ての人に対して、当事者の自立、社会復帰、環境の整備及び維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生涯学習かに
- 三 代表者の氏名 菅原和郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市虹ヶ丘三丁目三十番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中濃地域及びその周辺の住民が、楽しくより豊かな生活ができるようにするため、生涯学習情報の収集及び提供と学習相談・生涯学習支援事業などの生涯学習推進事業を行い、市民の立場で行動するよう行政との協働性を保ちながら地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立支援グループやまびこ
- 三 代表者の氏名 河合 信子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市一五六九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、独居老人等に対して、美濃市及びその周辺の人々の、生きる喜びと、生き甲斐の向上に寄与すると共に、配食サービス活動等で高齢社会に対し福祉の増進に貢献することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 委託業務名 県庁施設利用予約システム再開発及び運用維持管理業務等委託
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年5月7日
- 4 落札者を決定した日 平成19年6月18日
- 5 落札者の氏名及び住所 岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 館地 正直
- 6 落札金額 94,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部人づくり文化課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜市
- 二 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間 平成十九年六月二十日から
同二十年三月十九日まで
- 四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

宅地建物取引業者の監督処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、宅地建物取引業者の監督処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 商 号 有限会社丸彦
- 二 代表者氏名 代表取締役 丹羽 弘
- 三 主たる事務 所 可児市今渡一五三二番地
- 四 免許証番号 岐阜県知事(一)第四三七九号
- 五 免許年月日 平成十七年十二月十三日
- 六 処分の内容 免許の取消し
- 七 処分年月日 平成十九年六月二十二日

平成十九年七月六日印刷
平成十九年七月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))